



平成29年7月3日

指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、西将建設有限会社に対し、西将建設有限会社の代表者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑を受けたことから、指名停止1か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

西将建設有限会社の代表者は、平成29年4月8日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑が確定したため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
西将建設有限会社	岩内郡共和町梨野舞納355-15

2. 指名停止措置期間：平成29年7月3日～平成29年8月2日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 武田 雅義（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 斎藤 臣剛（内線5499）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

